

桂川町教育大綱

平成28年度～平成32年度

次代を力強く生き抜くために

～学び つなぎ そして行動する～

未来を拓く人材の育成

平成28年3月



桂川町

はじめに

桂川町では、「第5次桂川町総合計画」の中で、基本理念を「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」と定め、「協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”」を将来像として、本町の持つ自然や歴史、社会的特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

また、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年制定）に基づいて、桂川町が将来にわたり、活力ある持続可能な地域であり続けるための総合戦略を策定し、①「桂川駅周辺開発・定住促進」、②「教育」、③「産業」、④「王塚古墳」の4つのプロジェクトをもとに様々な施策を実施していくことにしています。

さて、平成27年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会制度改革が行われました。その改革の一つとして、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「桂川町教育大綱」を策定することとされました。

本町では、「幼児期から大人まで」を見据え、学校・家庭・地域が連携し、相互に協力することにより、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材の育成を通して「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」の実現に努めてまいりたいと考えています。

特に、これからの時代を生き抜いていく子どもたちにとって、教育が果たすべき普遍的な役割に加え、時代の変化に柔軟に対応できる「人づくり」という観点から、学力・体力の向上、豊かな心の育成など、子どもたちが社会的に自立する基盤となる力を確実に身に付けさせるための施策をはじめ、グローバル社会や情報化に対応した教育など、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力の育成を目指すなど、重点的に取り組むべき施策を示しています。

将来を担う子どもたちがふるさと桂川町を誇りに思い、高い志と理想を持って、困難を克服し、「生き抜く力」を身に付けることができるよう様々な施策の推進に積極的に取り組んでまいります。



平成28年3月

桂川町長 井上利一

目次

○桂川町総合計画と教育大綱について	1
○桂川町教育大綱	1
○桂川町教育体系（概念図）	2
I 町民が協力して子どもたちの成長を支えるまち	
1【学校教育の充実】子どもたちが安心して学び、心豊かに育つ子どもの育成	3
（1）子どもたちの教育内容の充実	
（2）豊かに学べる教育環境の整備・充実	
（3）教育指導体制の充実	
（4）地域の協力による学校運営の充実	
2【青少年の健全育成】ふるさとを愛する健全な青少年の育成	10
（1）様々な体験活動の推進	
（2）青少年の健全育成	
II 健康で生きがいのある人生が送れるまち	
3【生涯学習・社会教育の推進】豊かな心を持った町民の育成	11
（1）生涯学習推進体制の整備	
（2）多様な人材育成の推進	
（3）図書館活動の推進	
4【スポーツの推進】スポーツ・レクリエーションに親しむ町民の育成	12
（1）スポーツ・レクリエーション施設の有効活用	
（2）町民ニーズに応じたスポーツ活動とスポーツを通じた交流活動の充実	
III 歴史や伝統、芸術が生活に溶け込んだ文化の薫り高いまち	
5【文化芸術の振興】地域の歴史・文化と新しい町民文化の創造	14
（1）文化財の保存・継承・活用	
（2）町民の芸術文化活動の支援	
IV あたたかみのある人と人とのふれあいのあるまち	
6【人権の尊重】人権が尊重される地域社会の創造	15
（1）人権教育・啓発の推進	
「参考資料」今後取り組む重点施策	17

桂川町総合計画と教育大綱について

「第5次桂川町総合計画（平成23年度～平成32年度）」における基本計画は、基本構想に示された本町の将来像を実現するための具体的な施策を掲げています。

町としての教育行政を推進していく上で、教育に関する施策と町全体の計画や施策との整合性が保たれる必要があります。このため、「第5次桂川町総合計画」に掲げられている基本計画の中で、教育に関わるものを見直すとともに、現在の教育環境を取りまく状況から新たに教育の課題であると判断したものを加え、教育大綱として位置づけました。

なお、教育大綱の対象期間は、町の総合計画の期間に合わせ5年間としています。（総合計画の期間が平成32年度までのため、今回、策定する教育大綱の対象期間も平成32年度までとします。）

第5次桂川町総合計画「基本計画推進のための分野別施策」

- 少子高齢化に対応し、安心して暮らせるまちづくり（健康・福祉の充実）
- ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり
（教育文化の振興・人権の尊重）
- 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり（生活環境の整備）
- 利便性の高い都市機能の充実（都市基盤の整備）
- 地域資源を生かした産業づくりと雇用の確保（産業の振興）

○ 桂川町教育大綱

教育理念

次代を力強く生き抜くために

～学びつなぎそして行動する～

未来を拓く人材の育成

桂川町教育大綱4つの柱

- I 町民が協力して子どもたちの成長を支えるまち
- II 健康で生きがいのある人生が送れるまち
- III 歴史や伝統、芸術が生活に溶け込んだ文化の薫り高いまち
- IV あたたかみのある人と人とのふれあいのあるまち

桂川町教育体系（概念図）

次代を力強く生き抜くために
～学び つなぎ そして行動する～
未来を拓く人材の育成



I 町民が協力して子どもたちの成長を支えるまち

これからの教育は、多様な個性や価値観を尊重し、互いに認め合う態度や社会の変化に的確、柔軟に対応できる人間性豊かでたくましい子どもを育成することが求められます。

そのため、「桂川町教育目標」を定め、その目標に沿った施策の推進に努めるとともに、「桂川町が目指す子ども像」を定め、教育委員会と学校が中心となり、家庭、地域、関係機関・団体と連携を図りながらその実現を目指します。

【桂川町教育目標】

自ら学び協力して未来を拓く心豊かでたくましい子どもの育成

目指す子ども像

- 〈け〉 健康で、心も体も元気な「桂川っ子」
- 〈い〉 いじめや差別をしない、人に優しい思いやりのある「桂川っ子」
- 〈せ〉 積極的に自ら学び、協力して共に伸びる「桂川っ子」
- 〈んっ〉 「んっ」と頑張って、粘り強くやり抜く「桂川っ子」
- 〈こ〉 子ども一人ひとりがよく挨拶し、明るく礼儀正しい「桂川っ子」

1 【学校教育の充実】子どもたちが安心して学び、心豊かに育つ子どもの育成

桂川町の将来を担う子どもたちを育成するため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く身に付けさせ、「生きる力」の育成に努めるとともに、これからの時代を「生き抜く力」を育成するための真に学ぶ力として①十分な知識・技能、②それらを基盤にして自ら課題を発見し、自ら答を見出していく「思考力」・「判断力」・「表現力」、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ力（アクティブ・ラーニング）をとらえ、その育成に努める。

きめ細かな授業の展開や指導方法の工夫改善を通して学ぶ意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、多様な個性や価値観を尊重し、互いに認め合う態度や行動の育成に努める。また、社会の変化に的確・柔軟に対応できる力などを育成するため、環境教育、福祉教育、国際理解教育、情報教育の推進に努める。特別支援教育については、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個別指導を計画的・体系的に行いきめ細かな特別支援教育の推進に努める。

(1) 子どもたちの教育内容の充実

①就学前教育の推進

●急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対するニーズが多様化している。そこで、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における「生きる力」の基盤となる就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の充実を努める。

- 現在、しつけや基本的な生活習慣を習得させる家庭の育児力や教育力の向上が求められている。特に、乳幼児期においては、保護者による深い愛情としつけが大切であり、様々な機会をとらえて、その広報啓発活動に努める。

- 体力の向上を図るためには、適切な睡眠やバランスの良い食事をとり、生活リズムを整えることが必要である。また、集団的な遊びは、体力を向上させることはもとより、集団における人間的な関わりを通して、集団の一員としての責任感や協調性を身に付けるとともに、自分の考えや思いを適切に表現したり、相手の言動を理解したりするコミュニケーション能力の育成に欠かせないものであり、遊びの時間を積極的に確保し、体を動かす楽しさを味わいながら基礎的な体力の向上に努める。

「幼稚園運営審議会」の答申や「桂川町子ども・子育て支援事業計画」に沿った幼児教育の推進に努めるとともに、これからの適切な幼稚園運営の在り方を検討する。

- 家庭や地域、幼稚園・保育所及び小学校が連携し、子どもの発達段階に応じた取り組みを推進し、就学前教育から学校教育への円滑な接続ができるよう教育環境の充実に努める。

- 安心して子育てができる環境を整備するため、町の「子育て支援課」と連携して町内における保育の量の確保と質の向上を図るとともに子育て支援サービスと相談体制の充実に努める。

②確かな学力の育成

- 本町の教育目標や目指す子ども像に沿って、各学校や地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開することによって、学力保障と教育水準の維持・向上に努める。

- 福岡県教育委員会指定の「ふくおか学力アップ推進事業」の成果をもとに、「桂川町学力向上推進事業」に取り組み、児童・生徒の実態に応じた指導を通して、自ら学ぶ意欲を高め、学力向上の推進に努める。

- 全国学力・学習状況調査や福岡県学力実態調査等の結果に基づいて、児童生徒の学力や学習状況の把握を適切に行い、その分析、検証を通して、本町の教育施策の充実や学力向上プランの改善に努める。

- 「けいせん学力アップ推進講師」を配置し、学校全体でのスキル学習、繰り返し指導による基礎・基本の確実な定着を図り、「わかる授業、楽しい授業づくり」に努める。

- 少人数学級の設置を通して、一人ひとりの個性や習熟度に応じた指導の徹底を図るとともに、学習規律や学び方を定着させ、学力の向上に努める。

- 学校支援ボランティアの活用により、一人ひとりに応じたきめ細かな支援の充実に努める。

- 体験的、問題解決的な学習による思考力、判断力、表現力等の育成を通して、主体的、協働的に学ぶ学習「アクティブ・ラーニング」の推進に努める。

- 保幼から9年間を見通した系統的な教育活動の推進とともに高等学校と連携した、特色ある学校教育の推進に努める。
- 小学校と中学校がスムーズに接続されるよう、小・中教員による授業交流や授業参観などに取り組むとともに、小中一貫教育の制度化に伴い、小・中連携の在り方について検討する。

③社会状況に応じた教育課題への対応

- 児童生徒が集団の中で他者の存在を認識し、共に話し合い、学び合い、助け合うことの重要性を自覚できるようコミュニケーション能力の育成に努める。
- 環境への関心を深め、環境保全の持つ意義を理解するために、地域における環境美化運動等への参加など、体験活動を通じた環境教育の充実に努める。
- 「桂川町高齢者福祉計画」や「桂川町地域福祉計画」等に基づいて、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、おたがい支え合い、助け合いによる、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指した福祉教育の推進に努める。
- 国際化の進展に対応する教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を活用した実践的コミュニケーション能力の育成を図るとともに、小学校における英語活動の充実に努め、グローバル社会を生き抜く人材の育成に努める。
- 情報化の進展に対応した情報活用能力を育成するためICT（情報通信技術）を活用した学習活動の促進とデジタル教材等の整備に努めるとともにパソコン指導助手による情報教育の推進に努める。
- インターネットや携帯電話などの利用に関して情報モラルの指導を徹底した情報教育の推進に努める。
- 集団宿泊体験活動や自然体験活動を通して、人間関係づくりや自尊感情、規範意識等の育成に努める。
- 総合的な学習の時間や教科の授業の一部を自然に恵まれた施設で実施し、普段の学校生活では体験しにくい自然体験活動や共同生活体験活動を推進するセカンドスクール事業に取り組む。
- 自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って主体的に進路を選択できる児童生徒の育成を目指すとともに、就業に関わる体験的な学習を通して、望ましい職業観の育成に努めるため計画的・組織的なキャリア教育の推進に努める。
- 桂川町の自然、歴史、文化を学び、ふるさとに愛着と誇りを持つ子どもの育成に努める。
- 学校図書館と町立図書館が連携した図書利用の促進を図るとともに、図書ボランティアの活用により子どもの読書活動の推進に努める。
- 学校や地域の実態に応じた危機管理マニュアルをもとに、火災等の災害に応じた避難訓練を実施するとともに自らの判断で行動できる児童生徒の育成を目指した防災教育に努める。

④特別支援教育の推進

- 共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムを目指した特別支援教育の推進に努める。
- 特別支援学級の指導方法・内容について、授業実践を通じた充実・改善に努める。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズの的確な把握に基づき、一人ひとりに応じた教育の推進に努める。
- 校内の支援体制を整備するとともに、特別支援学級、通級指導教室、通常学級における指導方法の工夫改善に努める。
- 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群など通常学級に在籍する児童生徒に対する教職員の理解を深めるとともに適切な支援策の構築に努める。
- 特別支援教育支援員や介助員を配置し、障がいのある児童・生徒の自立、社会参加の基礎を培うとともに、交流及び共同学習を通じた障がい者理解（心のバリアフリー）の推進に努める。
- 就学前の発達上の課題のある子どもたちに対して、適切な就学支援の助言を行うため、「桂川町教育支援委員会」の審議を通して、よりよい学校集団生活への適応に向けた支援に取り組む。
- 「桂川町障がい福祉計画」等に基づいて「互いに理解しあい 支え合い ともに生きる」ことを理念とする障がい福祉サービス等の提供や障がいのある児童生徒への支援に努めるとともに障がいを理由とする差別の解消を推進する。

⑤いじめ・不登校等の対応

- いじめ防止や不登校、非社会的な行動を解消するため「桂川町いじめ防止基本方針」に基づいて学校と連携した児童生徒指導体制や相談体制の整備に努める。
- いじめ等に関するアンケート調査を継続的に行い、現状把握に努めるとともに、一人ひとりの様子などを日々注意深く見守るなど、いじめ等のきざしへの適切な対応に努める。
- 学校、学級内での所属感や自己存在感、達成感や成就感を得られるような体験の場づくりや、道徳教育等を通じた自己及び他者を尊重する態度の育成に努める。
- 不登校傾向及び不登校児童・生徒の実態を把握し、早期発見・早期対応をするため、担任、学年教職員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、サポート教室指導員等でチームを組んで支援にあたるほか、小中学校での連絡会を通じて情報の共有に努める。特に、遊び・非行型の不登校児童生徒に対しては、桂川町青少年補導員、保護司等と緊密に情報交換を行い連携した取り組みに努める。
- 児童生徒の問題行動に対する指導については、校長を中心とした学校内の指導体制のもと、その機能の充実を図るとともに、小・中学校の連携及び保護者・地域や関係機関等との連携の強化を図り、学習指導や生活指導を含めて、個々の状況に応じた支援・指導に取り組む。

- 学校、行政、関係機関から構成される「桂川町子どもネットワーク会議」を通して情報や問題意識の共有を図り、児童の虐待や引きこもり等の問題の早期発見及び未然防止に努める。

⑥豊かな心の教育の推進

- 児童生徒を取り巻く状況に対応して、思いやりの心、いたわりの心・助け合いの心を育む「豊かな心の教育」の推進に努める。
- 「児童の権利に関する条約」の趣旨や「男女共同参画教育」の視点に立った教育活動を展開し、一人ひとりが人格を持った人間として尊重される社会の形成に努める。
- 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を基盤とした豊かな心を育む教育の充実に努める。
- 豊かな人間性や創造性、社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成するための道徳教育の充実とともに、奉仕活動や体験活動、読書活動の推進に努める。
- 児童・生徒に道徳的実践力を育成するため、「私たちの道徳」や人権・同和教育副読本「かがやき」・「あおぞら」の活用を努める。
- 「生き生き桂川っ子」総合推進事業協議会が中心となって実施している「あいさつ・声かけ運動」などを継続的に実施し、学校や地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、思いやりの心を育む教育活動を推進する。
- スクールカウンセラー等の活用を通して、相談機能の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの活用を通して福祉行政や病院、警察などと連携して環境改善に努める。

⑦健やかな体の育成

- 児童・生徒の健やかでたくましく、調和の取れた心身の発達と個性の伸長を図るために、体力・食育・健康・安全等に関する教育活動を展開するとともに、部活動等の充実、奨励に努める。
- 体力テスト（体力・運動能力、運動習慣等調査）の結果をもとに児童・生徒の体力・運動能力等の状況を把握・分析し、体力向上プランに基づいて、児童・生徒の個に応じた体育の学習や自主的・自発的な運動・スポーツ活動の促進に努める。
- 1校1取組運動を通して運動習慣の定着に努める。
- 外部指導者と連携・協力した適切な指導を行うとともに外部指導者の育成を図り、教育活動の活性化に努める。
- 野外での集団活動等による体験学習の取り組みに努める。
- 学校における食に関する指導の充実は、児童生徒が「生きる力」の基礎を育む上で重要であり、食に関する指導計画の作成や学校給食の内容充実を通じて、健康の増進、食生活についての認識・態度・習慣の形成に努める。

- 児童・生徒に望ましい生活習慣と食習慣を身に付けさせるため、学校給食を生きた教材として活用し、教科等と関連させながら学校全体で食育の推進に努める。
- 桂川町学校給食共同調理場を中心として、学校給食の衛生管理の徹底を図るとともに、給食内容や給食指導の充実を図り、児童・生徒の豊かな心身の発達に資する学校給食の充実に努める。
- 地域の産物に対する理解を深めるため地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」の促進に努める。
- 子どもが作る「ふくおか弁当の日」を通して感謝の心や自己肯定感を養う「弁当の日」の推進に努める。
- P T Aの新家庭教育宣言による「早寝・早起き・朝ごはん」運動の取り組みと連携して「家庭教育の手引き」を活用して、児童・生徒の望ましい生活習慣の定着を図る。
- 性感染症、妊娠・出産、薬物、食習慣、喫煙などに関する健康教育について、関係機関等と連携して、専門講師の招へいやパネルやポスターの掲示など小学生からの系統的な指導に努める。
- 学校内外における児童・生徒の安全確保を図るため、交通安全教育や防災教育などを推進するとともに、事故発生時等における緊急安全対策の充実に努める。

(2) 豊かに学べる教育環境の整備・充実

①安全・安心な学校施設・設備の整備

- 教育方法の多様化等や快適な学習環境に対応するため施設・設備の整備に努める。
- 安全な学習環境の維持・向上を図るため、学校施設機能及び防災機能の向上に努める。
- 各学校等の施設・設備の現状を的確に把握し、機能に応じた適切な維持・整備に努める。

②就学支援体制の充実

- 経済的に困窮している家庭の児童生徒に対し、必要な援助を行うため、就学援助制度の適正な運用とその活用促進を図る。
- 高等学校への就学の道を開き、有能な人材を育成するための奨学金制度の周知に努める。
- 社会状況の変化を踏まえ、子育てと就労の両立支援を図るため、学童保育事業の充実に努める。

③通学路の環境整備

- 通学路安全推進体制のもと「通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路における児童・生徒の交通安全対策の充実に努める。
- 自主的なパトロールや見守り活動を行っている地域や団体等と連携を取りながら児童生徒の登下校時における安全確保に努める。

- 青色回転灯を装備したパトロールカーで、下校時間帯等を中心にパトロールを行う。
- 子どもの安全に関する緊急情報を「安全・安心メール」等で迅速に保護者等に提供し、犯罪や災害等の未然防止に努める。

(3) 教育指導体制の充実

①学校の組織力の向上

- 管理職のリーダーシップのもと、教職員同士あるいは外部の専門スタッフと連携・協働しながら、学校全体で様々な課題に組織的に取り組んでいく体制づくりに努める。

②教職員の指導力の向上

- 計画的・体系的な教職員研修を実施し、使命感や実践的な指導力の向上に努める。
- 小中教職員合同研修会や合同会議等を通して、学校や児童・生徒の実態と課題を共有し、課題解決に向けて、一貫した教育活動の充実に努める。
- 学校教育指導主幹による、学校教育活動全般にわたる指導・助言や調査・研究を通して小・中学校の教育活動の活性化に努める。
- 教職員の教育実践活動を充実させるため、「桂川教育論文」等への応募を奨励する。
- 「桂川町教育総合推進事業」を通して、学力や体力の向上を目指した実践的研究を行い、学力向上検証委員会や教職員合同研修会においてその成果を公開することで、校内研修体制の整備を図り、学校内における指導方法の工夫改善と実践的指導の深化に努める。
- 教職員対象の不祥事防止等の研修を充実させ、教職員一人ひとりが不祥事問題に対する理解を深めることによって、意識や態度の変容を図り、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に努める。
- 「桂川町不祥事防止対策検討委員会」において不祥事防止のための効果的な施策を検討、実施し、不祥事発生の未然防止に努める。

(4) 地域の協力による学校運営の充実

①開かれた学校づくりの推進

- 土曜日等の授業公開や参観日などのPRを積極的に行うとともに、保護者、地域の声や力を学校運営に反映させ、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進に努める。

②家庭や地域との連携・協力の推進

- 生活科や総合的な学習の時間、キャリア教育などに、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動の推進に努める。
- 学校支援コーディネーターにより、学校等の要請に基づいたボランティアの派遣を通して教育活動の活性化に努める。

- 「桂川町PTA連絡協議会」や「生き生き桂川っ子」総合推進事業協議会と連携して「家庭教育の手引き」や「家庭学習のすすめ」を活用し、子どもの生活習慣や規範意識、家庭の学習習慣等の定着に努める。
- 「桂川町教育の日」を定め、町民一人ひとりが学校・家庭・地域の教育を考える機会として位置づけ、啓発活動を実施する。
- 「桂川町PTA連絡協議会」と連携して実施する「桂川町教育シンポジウム」や「地域懇談会」を通して、地域で子どもを育てる機運の醸成に努める。
- 「生き生き桂川っ子」総合推進事業協議会と連携して「歩いて登校」等の啓発活動に取り組み、子どもの体力（耐力）やコミュニケーション能力の向上に努める。

2【青少年の健全育成】ふるさとを愛する健全な青少年の育成

少子化・核家族化が進む中、親子のコミュニケーション不足が顕在化すると同時に、地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化も顕著になっている。これらの影響により、家庭や地域における教育力が低下している。そのため行政と関係機関・団体等とともに学校を支え、地域全体で子どもを育てる環境の整備に努める。

（1）様々な体験活動の推進

①社会を生き抜く力を育成するための体験活動の充実

- 宿泊施設から通学しながら集団で長期の体験活動を通して、基本的な生活習慣や規範意識、コミュニケーション能力の定着を図る通学合宿事業の充実に努める。
- 地域のボランティア等との連携・協力により、アンビシャス広場（けいせん「夢・人・未来塾」、桂川「ひまわり」）事業を通して、生活体験・自然体験・社会体験など様々な体験活動の充実に努める。
- 子どもの居場所・遊び場を確保するため、学校施設の開放に努める。
- 子どもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・学習活動を行うことができるよう総合的な放課後対策について研究・検討に努める。

（2）青少年の健全育成

①地域ぐるみでの青少年健全育成の推進

- 「生き生き桂川っ子」総合推進事業協議会を中心に、地域や関係機関・団体等と連携し、「あいさつ・声かけ運動」、「一日一善」などの望ましい生活習慣づくりに努める。
- 地域を基盤に活動している社会教育関係団体や指導者等との連携強化を図り、青少年の健全育成に努める。
- 「桂川町青少年問題協議会」や「桂川町青少年補導員会」、「保護司会」等と連携し、青少年の問題行動の未然防止と即時対応に取り組むとともに、地域の見守り活動や防犯活動の充実に努める。

②青少年の規範意識の向上

- 学校、家庭、地域社会、関係機関が連携し、教育活動全体を通して規範意識の向上に努める。

③相談体制の充実

- 不登校や非行など様々な問題を抱える青少年やその家族が気軽に利用でき適切な指導や支援が受けられるよう保健、福祉や警察等関係機関と連携した相談体制の整備に努める。

II 健康で生きがいのある人生が送れるまち

3【生涯学習・社会教育の推進】豊かな心を持った町民の育成

学ぶ楽しさや知る喜び、心の豊かさなど、生きがいを求める機運の高まりや社会状況の変化に対応した学習ニーズに応えるため、多様な学習の機会を提供するとともに学習の成果を生かす場の提供に努め、生涯学習・社会教育の推進を図る。

(1) 生涯学習推進体制の整備

①豊かな学びの場の充実

- 生涯学習推進のための中核施設である桂川町住民センターの活用の促進に努める。
- 現代的課題や町民ニーズに対応した講座・教室の充実に努める。
- 子どもから高齢者までを対象にした多様な学習機会の提供とともに学習成果の発表の場の提供に努める。
- 町民の自主的活動の拠点である分館（地域公民館）におけるコミュニティ活動の支援に努める。

(2) 多様な人材育成の推進

①人材の育成と活用

- 国、県や関係団体等の主催で開催される生涯学習、社会教育関係職員研修会に積極的に参加し、生涯学習・社会教育関係職員の力量向上に努める。
- 社会教育関係団体の運営や活動を指導する社会教育指導者の育成に努めるとともに、地域における学習グループのリーダー等の発掘・養成を図り、地域における学習活動の推進に努める。
- 地域や関係団体等との連携・協力により子どもたちの地域における社会体験・奉仕活動の充実に努める。
- 豊かな技術や経験を持つ人材をバンクとして整備し、その意欲と能力に応じて指導者やボランティアとして地域に参加・貢献する活動の支援に努める。
- 学校や社会教育施設と社会教育関係団体、学習活動グループ・ボランティア等との連携を通して地域の教育力の向上に努める。

(3) 図書館活動の推進

①図書館活動の充実

- 「桂川町子ども読書活動推進計画」に基づき、特色ある図書館活動の推進に努める。
- 「図書館まつり」や「文学講座」等各種イベント・講座等の図書館事業の推進を図り、町民のニーズに対応した図書館サービスの充実に努める。
- ボランティア養成講座を開催し、図書ボランティアのスキルアップと新規ボランティアの養成に努める。
- 乳幼児期から本に親しむ機会を提供するため、4ヶ月、7ヶ月、12ヶ月、3歳児の健診時を利用して、図書ボランティアによる絵本の読み聞かせなど、「ブックスタート事業」の充実に努める。

②図書資料等の整備

- 町民の多様な読書・調査・研究等のニーズに対応するため、図書資料や視聴覚教材等の整備充実に努める。

③読書推進活動の充実

- 「桂川町子ども読書活動推進計画」に基づいて子どもたちが本にふれる機会の拡充に努める。
- 町立図書館と学校図書館との相互利用や図書ボランティアによる読み聞かせ、お話し会等の活動を通して子どもの読書推進に努める。
- 家庭と学校が連携し、子ども自らが読書に取り組む意欲や態度を養う読書活動に努める。
- 子どもに読書習慣を身に付けさせるため、学校や家庭での読書タイムを奨励するとともに、保育所（園）等の幼児に対する読み聞かせ等の推進に努める。

④学校や団体、各種施設との連携強化

- 町内の各学校を始め団体等や各種施設と連携し、学習発表の場の提供とともに団体貸出など図書館事業の推進に努める。

4 【スポーツの推進】 スポーツ・レクリエーションに親しむ町民の育成

少子・高齢化や都市化の進展、余暇時間の増加など、町民を取り巻く社会環境が変化中、爽快感・達成感・連帯感など精神的充足をもたらす、健康・体力の保持増進に資するスポーツ・レクリエーションに親しむ町民が増えてきている。このため、町民の健康増進に対する意識を高める施策を推進するとともに、スポーツ施設の整備充実、スポーツ交流の促進など、子どもから高齢者までスポーツ・レクリエーション活動の出来る機会や場の提供に努める。

(1) スポーツ・レクリエーション施設の有効活用

①社会体育施設の整備・充実

- 町民が気軽に参加できるスポーツ活動やレクリエーション活動を支援するため、スポーツ活動の拠点となる「桂川町総合体育館」をはじめ、町内の社会体育施設やキャンプ場等の整備やその適切な利用促進に努める。
- 体育・スポーツ施設の機能の充実と利用促進を図り、子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに参加できる場の充実に努める。

(2) 町民ニーズに応じたスポーツ活動とスポーツを通じた交流活動の充実

①町民スポーツの育成と健康づくりの推進

- 町民のスポーツ活動への参加を促進するため、年齢、目的、体力に応じた多様なプログラムやスポーツに関する情報の提供に努める。
- ウォーキング等、町民が幅広く交流できるスポーツイベントを開催し、町民のスポーツ活動の支援に努める。
- いつまでも健康で生きがいのある人生が送れるよう健康づくり活動の推進に努める。
- 町民の健康増進に対する意識を高めるための広報・啓発活動に努める。

②競技スポーツの振興と指導体制の充実

- 「桂川町体育協会」と連携し、スポーツ団体や指導者の育成を図り、スポーツ人口の拡大と競技力向上に努める。
- 県・九州規模のスポーツ・レクリエーション大会等の参加に努め、質の高いスポーツに触れることにより競技力の向上を図るとともに、町民が感動や夢を持てるような機会の充実に努める。

③スポーツの推進

- 「スポーツ推進委員会」と連携し、各種ニュースポーツの普及のための研修会等を通してスポーツ指導者の育成と資質の向上を図るとともに、町民が気軽に指導を受けられることができるような支援づくりに努める。
- 「桂川町体育協会」や「スポーツ推進委員会」の組織や事業の充実・強化を図るため団体の運営支援に努め、桂川町のスポーツの推進を図る。

④学校施設の開放

- 学校体育施設の開放により町民のスポーツ活動の場の充実と適切な利用促進に努め、地域スポーツの推進を図る。

Ⅲ 歴史や伝統、芸術が生活に溶け込んだ文化の薫り高いまち

5 【文化芸術の振興】地域の歴史・文化と新しい町民文化の創造

精神的に豊かでゆとりのある生活への志向が強まっている中、町民に創造の喜びと潤いを与えるとともに、地域を活性化し、特色ある地域文化の創造が重要となっている。このため、町民の様々な文化活動を支援していくとともに桂川町の伝統や歴史から生まれた貴重な文化財を町民共有の財産として、永く保存・継承していくよう機運の醸成に努める。

(1) 文化財の保存・継承・活用

①文化財の保存・継承・活用

- 県指定無形民俗文化財「土師の獅子舞」の保存・継承に努めるとともに、各種文化財の調査・整備・保存に努め、それぞれの文化財の特性を生かした活用を図り、地域の歴史や伝統を知る機会の充実に努め、親しみ、魅力ある歴史文化の継承に努める。

②文化財の調査保存

- 埋蔵文化財について、文化財保護法にのっとり、庁内各課と連携を図り、開発業者、所有者等に対する指導を通して調査保存の充実に努める。

③文化財に親しむ機会の充実

- 様々な場面での広報活動を通じて文化財の周知に努める。
- 生涯学習振興の観点から、文化財の一般公開をはじめとして、各種資料展や、「ふるさと講座」の開催に努める。
- 学校の総合的な学習の時間における歴史学習など文化財に触れ、学び、親しむ機会の充実に努めることにより、創造性豊かな子どもの育成に努める。
- 町民の文化財に対する理解を高めるため、文化財の説明板やアクセス・ルート案内板、多言語音声ガイド等の整備や文化財マップ等の広報活動の充実に努める。

④特別史跡王塚古墳等の整備・活用と効果的な広報・啓発

- 国指定特別史跡「王塚古墳」の保存・整備・活用や県指定史跡「金比羅山古墳」、「天神山古墳」等の関連史跡の調査・整備等に努め、関連情報を町内外に積極的に発信することによって町民の郷土愛を醸成し文化財理解の促進に努める。
- 国指定特別史跡「王塚古墳」の春・秋の特別公開に際しては、「桂川町郷土史会」の協力や周辺自治体との連携のもと、同時公開の内容充実に努めるとともに、近隣の古墳群との一体的な広報活動に努める。
- 町のシンボルである「王塚古墳」を活用した文化発信によるまちづくりの一貫として、同様の装飾古墳や文化財をテーマにしたイベント等の充実に努める。

- 王塚装飾古墳館については、王塚古墳の歴史的価値を地域住民に理解してもらえよう創意工夫した展示や広報活動に努め、特色ある運営に努める。
- 町民の生涯学習の推進を図るため、地域における多様な学習やレクリエーション、憩いの場等多くの場面で、王塚装飾古墳館の活用促進に努める。

(2) 町民の芸術文化活動の支援

①文化活動の振興

- 芸術文化の振興を図るため、文化芸術に触れ合う機会の充実に努めるとともに、「桂川町文化連合会」が行う文化事業等の助成を通して主体的な文化活動を支援する。
- 町民の文化活動の発表の場の充実に努める。

②芸術文化鑑賞機会の充実

- 芸術文化の振興を図るため舞台芸術の鑑賞等、文化芸術に触れ合う機会の充実に努める。
- 学校においては児童・生徒の芸術文化に触れる機会の充実に努める。

IV あたかみのある人と人とのふれあいのあるまち

6【人権の尊重】人権が尊重される地域社会の創造

人権・同和教育を組織的・計画的に推進することによって、町民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくとともに、豊かな人権感覚を持ち、差別をなくす意志と実践力を身に付けた町民の育成に努める。

(1) 人権教育・啓発の推進

①人権教育・人権啓発活動の推進

- 「人権教育及び人権啓発推進に関する法律」及び「桂川町人権教育・啓発基本指針」に則り、同和問題をはじめとして、子ども・女性・高齢者・障がい者・外国人等の人権問題に関する正しい理解と認識を深めるため、「桂川町人権・同和問題協議会」・「桂川町人権教育啓発推進委員会」を中心に、「人権・同和問題地域懇談会」をはじめ、街頭啓発及び市民講座や人権出前講座等の各種講座・研修会等を通して人権教育・人権啓発の充実に努める。
- 「人権・同和問題地域懇談会」や市民講座の総括をはじめとして各種事業の取組を紹介する啓発冊子「けいかん」を発行し、人権・同和問題の啓発に取り組む。
- 人権・同和教育研究団体と連携して人権教育・人権啓発の深化・充実に努める。
- 学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次～第三次）とりまとめ」の具現化に努める。
- 小・中学校の9年間を見通した系統的な人権学習の推進に努める。

- 人権・同和教育副読本「かがやき」・「あおぞら」の活用促進に努める。
- 人権擁護委員と連携し、人権擁護の気運の醸成に努める。

②男女共同参画教育の推進

- 「桂川町男女共同参画基本計画」等に基づいて、社会のあらゆる分野で男女が互いに人権を尊重し、対等な構成員として、個性と能力が発揮できるよう男女共同参画社会の構築に努める。
- 「男女共同参画教育指導の手引」を活用し、豊かな心、性差の正しい認識、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進する。

③新たな人権侵害への対応の推進

- HIV感染者、ハンセン病患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動に努める。
- インターネット等による人権侵害などに対しては、情報化の進展が社会にもたらす影響について啓発し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて正しく理解させるための取り組みに努める。
- DV（ドメスティックバイオレンス）防止のための啓発活動を推進していくとともに、民生児童委員や警察などの関係機関との連携・協力を努める。
- LGBT*等、新たに生まれる人権問題など、それぞれの問題状況に応じて適切な取り組みに努める。

※LGBT・・・レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（体の性別に違和感をもち、他の性で生きることを望むこと）の頭文字をとった「性的少数者」の総称

今後取り組む重点施策

1 【学校教育の充実】子どもたちが安心して学び、心豊かに育つ子どもの育成

(1) 子どもたちの教育内容の充実

○就学前教育の推進

- 子育て支援の充実
- 家庭の育児力・教育力の向上
- 就学前における基礎的な体力の向上
- 保・幼・小の連携
- 子育て支援サービスと相談体制の充実

○確かな学力の育成

- 桂川町学力向上推進事業の充実
- 学力等実態調査結果の効果的活用
- 学力アップ推進講師の配置
- 少人数教育の推進
- 学校支援ボランティアの活用
- 「アクティブ・ラーニング」の推進
- 「家庭教育の手引き」等の活用
- 幅広い校種間連携の推進

○社会状況に応じた教育課題への対応

- コミュニケーション能力の育成
- 環境教育の推進
- 福祉教育の推進
- 国際理解教育の推進
- パソコン指導助手の配置による情報教育の推進
- 情報モラル教育の推進
- 宿泊体験学習の推進
- セカンドスクールの取組み
- キャリア教育の推進
- ふるさとを愛する教育の推進
- 読書活動の推進
- 防災教育の推進

○特別支援教育の推進

- 特別支援教育推進体制の整備
- 魅力ある特別支援学級づくり
- 発達障がい支援の充実

- 特別支援教育支援員、介助員の配置
- 「桂川町教育支援委員会」による適切な支援

○いじめ・不登校等の対応

- いじめ問題に関する校内指導体制の整備
- 適応指導教室（サポート教室）の充実
- スクールソーシャルワーカー等の活用
- 関係機関・団体等との連携強化
- 「桂川町子どもネットワーク会議」の充実

○豊かな心の教育の推進

- 男女共同参画教育の推進
- 道徳教育の推進
- 「あいさつ・声かけ運動」の推進
- スクールカウンセラー等の活用

○健やかな体の育成

- 体力向上プランの推進
- 部活動の活性化
- 食育の推進
- 学校給食の充実
- 地産地消の推進
- 「ふくおか弁当の日」の推進
- 生活習慣の定着
- 健康教育の推進
- 安全教育の推進

(2) 豊かに学べる教育環境の整備・充実

○安全・安心な学校施設・設備の整備

- 課題に応じた適切な施設・設備の整備

○就学支援体制の充実

- 児童生徒就学援助の充実
- 奨学金制度の周知
- 学童保育事業の推進

○通学路の環境整備

- 「通学路交通安全プログラム」に基づいた交通安全対策の充実
- 青色パトによる巡回
- 「安全・安心メール」等による情報提供

(3) 教育指導体制の充実

- 学校の組織力の向上
 - 組織的な体制づくり

- 教職員の指導力の向上
 - 教職員研修の充実
 - 小中合同研修・会議の充実
 - 学校教育指導主幹による適切な指導・助言
 - 教育論文への積極的な応募
 - 町教育総合推進事業の実施
 - 教職員不祥事防止対策の実施

(4) 地域の協力による学校運営の充実

- 開かれた学校づくりの推進
 - 土曜日の教育活動推進事業の充実

- 家庭や地域との連携・協力の推進
 - 地域の「ひと・もの・こと」を教育活動に活用
 - 「家庭教育の手引き」「家庭学習のすすめ」の活用
 - 「桂川町教育シンポジウム」「地域懇談会」の充実
 - 「歩いて登校」の啓発活動の推進

2【青少年の健全育成】ふるさとを愛する健全な青少年の育成

(1) 様々な体験活動の推進

- 社会を生き抜く力を育成するための体験活動の充実
 - 通学合宿事業の推進
 - アンビシャス広場の充実
 - 学校施設の開放の促進
 - 総合的な放課後対策の検討

(2) 青少年の健全育成

- 地域ぐるみでの青少年健全育成の推進
 - 「あいさつ・声かけ運動」等の推進（再掲）
 - 社会教育関係団体等との連携強化
 - 見守り・防犯活動の推進

- 青少年の規範意識の向上
 - 教育活動全体を通じた規範意識の向上

- 相談体制の充実
 - 関係機関と連携した相談体制の整備

3 【生涯学習・社会教育の推進】豊かな心を持った町民の育成

(1) 生涯学習推進体制の整備

- 豊かな学びの場の充実
 - 桂川町住民センターの活用促進
 - 多様な学習の場と機会の提供
 - コミュニティ活動の支援

(2) 多様な人材育成の推進

- 人材の育成と活用
 - 生涯学習・社会教育関係職員等の育成
 - 社会教育関係団体等の指導者の育成
 - 子どもの社会体験・奉仕活動の充実
 - ボランティア活動の推進
 - 人材バンクの整備
 - 地域の教育力の向上

(3) 図書館活動の推進

- 図書館活動の充実
 - 図書館サービスの充実
 - 図書ボランティアの育成
 - ブックスタート事業の充実

- 図書資料等の整備
 - 図書資料の整備・充実

- 読書推進活動の充実
 - 子どもたちが本にふれる機会の拡充
 - 町立図書館と学校図書館との相互利用及び図書ボランティア活動を通じた読書推進
 - 家庭と学校との連携による読書意欲の涵養
 - 学校、家庭及び保育所（園）等における読書推進

- 学校や団体、各種施設との連携強化
 - 団体貸出の推進

4 【スポーツの推進】スポーツ・レクリエーションに親しむ町民の育成

(1) スポーツ・レクリエーション施設の有効活用

- 社会体育施設の整備・充実
 - 「桂川町総合体育館」、社会体育施設等の整備・利用促進
 - スポーツの場の充実

(2) 町民ニーズに応じたスポーツ活動とスポーツを通じた交流活動の充実

- 町民スポーツの育成と健康づくりの推進
 - 多様なスポーツに関する情報の提供
 - スポーツイベント等スポーツ活動の支援
 - 健康づくり活動の推進
 - 健康増進の意識向上のための広報・啓発活動

- 競技スポーツの振興と指導体制の充実
 - 団体等の育成を通じた競技力の向上
 - スポーツ・レクリエーション大会等への積極的参加

- スポーツ振興の推進
 - スポーツ指導者の養成
 - 桂川町体育協会等への支援

- 学校施設の開放
 - 学校施設の開放

5 【文化芸術の振興】地域の歴史・文化と新しい町民文化の創造

(1) 文化財の保存・継承・活用

- 文化財の保存・継承・活用
 - 「土師の獅子舞」等無形民俗文化財の保存・継承

- 文化財の調査保存
 - 文化財の調査・保存の推進

- 文化財に親しむ機会の充実
 - 文化財の理解を高める広報活動の充実
 - ふるさと講座の充実
 - 学校の教育活動への活用促進

- 特別史跡王塚古墳等の整備・活用と効果的な広報・啓発
 - 国指定特別史跡「王塚古墳」や県指定史跡「金比羅山古墳」等関連史跡の調査・整備の充実
 - 「王塚古墳」の特別公開の充実と「桂川町郷土史会」等との連携の推進
 - 王塚古墳関連イベントの推進
 - 王塚装飾古墳館の利用促進

(2) 町民の芸術文化活動の支援

- 文化活動の振興
 - 桂川町文化連合会への支援
 - 町民の文化活動の発表の場の充実

- 文化芸術鑑賞機会の充実
 - 文化芸術鑑賞等の推進

6 【人権の尊重】人権が尊重される地域社会の創造

(1) 人権教育・啓発の推進

- 人権教育・人権啓発活動の推進
 - 「人権・同和問題協議会」等を中心とした人権教育・啓発の充実
 - 人権・同和問題啓発冊子「けいかん」の充実
 - 人権・同和教育研究団体との連携
 - 学校における人権教育方針の具現化
 - 学校における系統的な人権学習の推進
 - 人権・同和教育副読本「かがやき」・「あおぞら」の活用促進
 - 人権擁護委員等との連携による人権擁護の機運の醸成

- 男女共同参画教育の推進
 - 男女共同参画社会の構築
 - 「男女共同参画教育指導の手引き」等の効果的な活用

- 新たな人権侵害への対応の推進
 - H I V、ハンセン病患者等に関する啓発活動
 - インターネットによる人権侵害・情報モラルの教育啓発
 - DV（ドメスティクバイオレンス）防止に向けた啓発活動と関係団体との連携
 - 新たに生まれる人権侵害への対応



桂川町